

6次産業化スタートアップ支援事業 企画提案公募要領

本公募は、県の令和8年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力が生じます。したがって、県議会において当初予算案が否決された場合または県議会において当初予算案が修正された場合には、契約を締結しないことがありますのであらかじめご了承ください。

また、本公募は令和8年度から10年度までの3年間の継続実施を前提とした募集となっておりますが、2年目以降については、事業の実施状況や各年度における予算の状況により、契約を締結しない場合がありますのでご了知ください。

1. 募集の趣旨

地域の農林水産物を活用して初めて商品開発に取り組む農林漁業者等に対し、商品開発や衛生管理、食品表示などに関する基礎的な知識やノウハウの習得を支援し、農林水産物の付加価値向上による所得向上を図る。

2. 応募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。コンソーシアムで本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- (4) 沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、沖縄県又は官公庁等の行政機関で、本企画提案と類似の受託実績を有している企業・団体であること。
- (5) 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- (6) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期間： 令和8年2月24日(火)～3月9日(月)12:00

イ 提出書類： 参加申込書 【様式1】

ウ 提出方法： 持参、Eメール

※必ず受信確認を行うこと。

※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

ア 提出期限： 令和8年3月13日(金)12:00

イ 提出書類： 応募申請書 【様式2】

企画提案書及び応募書類一式【様式3～7】

(下記5. 参照)

ウ 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、

提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、令和8年3月3日(火)12:00までに、Eメールにより質問書【様式9】を提出すること。

Eメールで提出後に受信確認を行うこと。

回答は、3月4日以降に当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記13. を参照

4. 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5. 提出物

(1) 参加申込書 【様式1】

(2) 応募申請書 【様式2】

(3) 企画提案書 【様式3】

(4) 会社概要書 【様式4】

(5) 積算書 【様式5】

(6) 実績書 【様式6】

(7) 誓約書 【様式7】

(8) 参考資料（必要に応じて）

※ コンソーシアムの場合は、【様式4】【様式6】【様式7】については構成員ごとに作成するとともにコンソーシアム協定書【様式8】の写しを添付すること。

※ 【様式4】会社概要書には2期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は全構成員分添付すること。

※ 提出部数：10セット（原本1部、コピー9部）

6. 企画書等の体裁

(1) 原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容については、審査員の理解を深めるためにも簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

全て片面印刷とし、各様式の間に関仕切りを入れるが、インデックスと穴開けはしないこと。

7. プレゼンテーション審査（予定）

- (1) 日時：令和8年3月25日（水）午前
- (2) 場所：沖縄県庁9階第4会議室
- (3) 提出した提案書に基づき説明すること
※当日の追加資料の提出・配布は一切認めない。また、プロジェクター等は使用不可です。
- (4) 審査会場への入場者は3名以内とし、25分間（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションの場所や時間等の詳細については、令和8年3月19日（木）（予定）までに連絡を行う。

8. 審査の方法

- (1) 応募者が3社以下の場合は、1次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを2次審査の対象とする。応募数が4社以上の場合は、流通・加工推進課において1次審査（書類審査）を行い、上位3社について2次審査を行う。
- (2) 2次審査については、沖縄県農林水産部に設置する企画提案審査会において、プレゼンテーション審査を行う。
※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。変更内容については、第二次審査対象者に連絡します。
- (3) 各委員が評価した総合得点が高い者を上位として、当該業務の企画提案採択順位を決定する。
（今回の募集は企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではありません。）
- (4) 前項によって第1位となった応募者については、令和8年4月1日以降にメールにて通知予定。あわせて次点以下の応募者についても結果を同じ手法にて通知予定。
- (5) 審査結果については、農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。
公表を行う事項は以下の通りとする。
ア 最優秀提案者とその評価点
イ 全提案事業者の氏名 ※申込順に記載
ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
エ その他
- (6) 審査課程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

9. 評価基準

(1) 基本認識

沖縄県における6次産業化、農林水産物を活用した加工品開発について現状や課題に関する基本的認識を有しているか。

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

・本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

・提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

・事業成果の発展可能性は有しているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

・実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

10. スケジュール（予定）

令和8年	2月24日（火）	公募開始
	3月3日（火）12:00	質問締切
	3月9日（月）12:00	参加申込締切
	3月13日（金）12:00	企画提案締切
	3月25日（水）（予定）	企画提案審査会
	4月上旬	採択決定
	4月下旬以降	契約

11. その他留意事項

- (1) 書類提出にあたっては使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却致しません。
- (4) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表致しません。
- (5) 1事業者（コンソーシアム）あたり、提案書は1件とします。
- (6) 契約手続きに関する費用は、受託する事業者の負担とする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

12. 委託企業決定後の業務執行について

(1) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結

前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではありません。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※ 契約保証金について（抜粋）

101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に 12 を乗じて得た額）の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
- (9) 動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
- (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (13) 令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(14) 建設工事に係る契約を締結する場合において、契約金額が1件 500 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

13. お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先
沖縄県農林水産部 流通・加工推進課 販売加工戦略班
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 (県庁9階)
電話番号： 098-866-2255 FAX：098-862-7519
Eメール： aa048600@pref.okinawa.lg.jp
担 当： 赤嶺、浦崎